避難体制整備計画(津波避難計画)

観音寺市地域防災計画 津波対策編 第2章 第11節 の下位計画

第1 主旨

観音寺市地域防災計画の震災対策編では、総合的な避難対策の推進を図ると規定されており、 特に、津波への対策として、あらかじめ緊急避難場所や避難路等を指定するとともに、計画的に整備することで、市民の安全・安心を確保をする。

第2 避難対象地区、主要避難路線名、緊急避難場所等

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」により発表された本市における津波高の予測及び香川県が実施した被害想定結果を踏まえ、避難が必要な地区として選定した各地区(海抜約3.5 m以下の土地が存する地区)別の緊急避難場所、避難路等は別表のとおりとする。

別表

避難対象地区 (住民基本台帳上の行政区による)	主要避難路線名	緊急避難場所
茂木町一丁目〜五丁目、茂西町一丁目・二丁目、上市町、川原町、有明町、八幡町一丁目〜三丁目、幸町、明星町、殿町、中央町、柳町、青柳町、三架橋通町、駅通町、七間橋町、中洲町、七間橋町、大和町、若宮町、春日町、大和町、上若町、港町一丁目・二丁目、西本町一丁目、南町、三本松町一丁目、マ四丁目、琴浪町一丁目・二丁目、瀬戸町一丁目〜三丁目、高屋町の一部、室本町の一部	(県道)丸亀詫間豊浜線、観音寺港線、観音寺港観音寺停車場線、 (市道)立石1号線、染川橋観中室本線	観音寺中学校正、観音・中学校舎の2階以上階で会の2階以上階段・2階~6階原で、下津団地階段・2階~6階原で、下津団地階段・踊り場、明星団地階段・踊り場、昭橋歩道、(財)版生物病研究会では関連が、は、は、大、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
天神町一丁目~三丁目、坂本町一丁目~七丁目、栄町一丁目~三丁目、昭和町一丁目~三丁目、南町一丁目~五丁目、柞田町甲(黒渕の一部)	(県道)込野観音寺線、 黒渕本大線、(市道)駅 通り池之尻線、粟井駅 南線	常磐小学校運動場、中部中学校運動場、香川県三豊合同庁舎2階以上の西側外階段・3階会議室、明星団地階段・踊り場
高屋町の一部、室本町の一部	(県道)室本流岡線、(市 道)稲積線、高室小学 校新田線	高室小学校運動場、高室公 民館、蓮光院、県道丸亀詫 間豊浜線以東
柞田町乙(黒渕、山田)	(県道)観音寺佐野線、 (市道)山王山田線、大 畑玉田線	柞田小学校運動場
豊浜町和田浜の一部(中之町の一部、 東町の一部、港町)、姫浜の一部(南の 一部、東浜)	(国道)11·377号、(市 道)新屋敷上林線、国 道長谷線、国道小学校 線	豊浜総合体育館(すぽっシュ TOYOHAMA)、豊浜中学 校、豊浜小学校
豊浜町箕浦の一部(関谷の一部、堀切の一部、箕浦の一部)	(国道)11号、(市道)本 町堀切線、関谷本村 線、堀切中央線、神田 2号線	豊浜サービスエリア(上り線) 職員用駐車場の一部、県道 丸井萩原豊浜線及びJR予 讃線以南

※T.P(東京湾平均海面)から海面までの高さで、津波高(地殻変動による地盤沈下を考慮)と各月の最高満潮面の平均値との合計です。

第3 避難時期に関する基準

本市では、原則として、津波注意報、津波警報および大津波警報が発表された場合は避難指示を発令するものとする。

第4 避難に関する広報

本市では、発災時において速やかに住民に情報を提供することとする。また、情報伝達の方法は、考慮しうる全ての手段を用いるものとする。

第5 避難情報発令後の巡回措置

一定の時間内は可能な範囲で避難対象地区内を巡回し、住民の存在を確認するものとする。ただし、巡回確認業務は津波到達予想時刻までに中止し、職員等の安全確保に努めるものとする。